

令和6年度

高知市 放課後児童クラブ 入会のご案内



令和6年度入会の受付期間




令和6年

1月4日(木) ~ 31日(水)

(土・日・祝日は除く)

※受付場所は、子ども育成課(裏表紙)または各放課後児童クラブです。
学校及び郵送での受け付けはしていません。

受付期間後も随時受け付けしております。なお、定員を超えた放課後児童クラブでは、
空きが出るまで待機いただくこととなります。

詳しい入会方法は ... 3ページへ 
校区外からの入会については ... 4ページへ 
保護者負担金・減免制度は ... 8ページへ 

この入会案内は入会後も必要です。大切に保管してください。

お知らせ

- 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）の対象は、「小学校1～6年生」です。
- この入会案内は、高知市が設置している高知市放課後児童クラブについての入会案内です。次の点にご注意ください。
 - 1 この入会案内は、令和5年10月1日現在の内容で作成しています。内容に変更があった場合は、入会申込者に文書でお知らせいたしますので、ご了承ください。
 - 2 入会案内の本文中、児童クラブとあるのは高知市放課後児童クラブを指しています。

用語の説明

（児童クラブに関すること）

- * 開設……………児童クラブを設置すること
児童クラブで児童を受け入れて活動すること、またはその時間帯
- * 来所・帰会…児童クラブに来ること
- * 在所……………児童クラブに居ること
- * 休会……………児童クラブを休みにすること
- * 帰宅……………児童クラブから家に帰ること
- * 入会……………児童クラブに入ること
- * 退会……………児童クラブをやめること

（小学校に関すること）

- * 登校……………学校に行くこと
- * 下校……………学校から帰ること
- * 在校……………学校に居ること
- * 休校……………学校が休みになること
- * 長期休業……春休み・夏休み・冬休みなどの休みのこと
- * 代休日………土曜日・日曜日に行事を行った場合の振替休日の日のこと

目次

| | |
|-----------------------|-------|
| 高知市放課後児童クラブの概要 | P. 1 |
| 高知市放課後児童クラブでの過ごし方 | P. 2 |
| 入会手続きのご案内 | P. 3 |
| 心身に障害のある児童の入会 | P. 5 |
| 高知市放課後児童クラブ利用上の留意事項 | P. 5 |
| 緊急時の帰宅方法等 | P. 7 |
| 保護者負担金 | P. 8 |
| 児童が放課後を過ごす場所 | P. 9 |
| 高知市放課後児童クラブ入会申込書 | P. 10 |
| 同意書 | P. 11 |
| 父親の添付書類（様式1～3） | P. 12 |
| 母親の添付書類（様式1～3） | P. 14 |
| 食物アレルギー等に関する対応申請書（新規） | P. 16 |
| 与薬依頼書 | P. 17 |
| 入会申込取消届 | P. 18 |
| 退会届 | P. 19 |
| 放課後児童クラブ一覧 | P. 20 |

高知市放課後児童クラブの概要

- | | |
|--------------------|---|
| 1 設置目的 | 保護者が労働等によって、昼間家庭にいない小学生の健全な育成を図る。 |
| 2 活動内容 | (1) 放課後児童の健康管理、情緒の安定の確保 (2) 出欠確認をはじめとする放課後児童の安全確認、活動中及び来所・帰宅時の安全指導 (3) 遊びを通しての自主性、社会性、創造性を培うこと (4) れんらくちょう等を通じた家庭との日常的な連絡、情報交換の実施 (5) その他放課後児童の健全育成上必要な活動 |
| 3 開設場所 | 35校 83クラブ……令和5年10月現在 |
| 4 定員 | 60人以内 ※ 高知市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例により、クラブ毎に定員を定めています。 |
| 5 開設日及び開設時間 | (1) 通常開設……放課後～18時 ○学校の放課後 (2) 一日開設……8時～18時 ○春休み・夏休み・冬休みの長期休業日 ○学校の代休日 ○5月・6月・9月・10月・11月・12月・1月・2月・3月の各第三土曜日 ※ 上記第三土曜日が祝日の場合は、第二土曜日に開設 |
| 6 休会日 | ●土曜日（上記の開設する土曜日を除く）、日曜日、祝日 ●年末年始（12月29日～翌年1月3日） ●臨時休会については、随時連絡します。 |
| 7 保護者負担金 | 児童1人につき、月額8,100円です。 <u>日割制度はありません。</u> 詳しくは8ページをご覧ください。 |
| 8 一時支援事業 | 児童クラブの定員に余裕がある場合で、保護者が疾病、出産等により、児童の放課後の健全育成が困難な場合に、おおむね7日以上1か月未満の間利用できます。詳しくは子ども育成課までお問い合わせください。 |

高知市放課後児童クラブでの過ごし方

下校時間や放課後児童クラブによって多少の違いはありますが、おおむね下表のように過ごします。

《通常開設の場合》

| | | |
|-------|--|--|
| 下校時 | あいさつ れんらくちょう提出 学習 遊び おやつ 片付け・掃除 帰りの会 あいさつ | <ul style="list-style-type: none"> ・健康状態等の確認 ・連絡事項の確認 ・帰宅時間の確認 ・宿題などを自主的に取り組む <ul style="list-style-type: none"> ・天気の良い日は屋外で遊ぶ 屋内…読書、ブロック、折り紙など 屋外…ボール遊び、遊具を使用したの遊び、鬼ごっこなど <ul style="list-style-type: none"> ・おやつ ・本や紙芝居の読み聞かせ等 ・片付け <ul style="list-style-type: none"> ・一日のふり返り ・帰宅準備 ・連絡、注意事項の伝達 ・帰宅時の安全指導 ・帰宅 |
| 18:00 | | |

《一日開設の場合》

| | | |
|-------|---------------------------|--|
| 8:00 | あいさつ れんらくちょう提出 | <ul style="list-style-type: none"> ・健康状態等の確認 ・連絡事項の確認 ・帰宅時間の確認 |
| 9:00 | 朝の会 学習・本読み 遊び | <ul style="list-style-type: none"> ・児童の出欠確認 ・今日の予定の説明 ・宿題などを自主的に取り組む ・行事、校外活動、集団遊び、自由遊び（屋外・屋内） |
| 12:00 | 昼食（弁当） | |
| 13:00 | 遊び | （夏休みは休息の時間があります。） |
| 15:30 | おやつ 片付け・掃除 帰りの会 | <ul style="list-style-type: none"> ・本や紙芝居の読み聞かせ等 <ul style="list-style-type: none"> ・一日のふり返り ・帰宅準備 ・連絡、注意事項の伝達 ・帰宅時の安全指導 |
| 18:00 | あいさつ | <ul style="list-style-type: none"> ・帰宅 |

入会手続きのご案内

1 入会基準

次の3要件すべてを満たすことが基準となります。

- ① 小学校に就学している児童であること
- ② 保護者が労働等により昼間家庭にいないこと
- ③ 月15日以上出席かつ3か月以上継続して入会できること

2 4月入会受付期間

令和6年1月4日(木)～1月31日(水) (土・日・祝日は除く)

3 受付場所 及び時間

- (1) 各高知市放課後児童クラブ……13時30分～18時
- (2) 子ども育成課……8時30分～17時15分

※児童クラブに提出の場合は、通学予定の小学校にある児童クラブに提出してください。南ヶ丘放課後児童クラブに入会ご希望の方は、南ヶ丘放課後児童クラブに提出してください。

※学校及び郵送での受付はしていません。

4 提出書類

- (1) 全ての世帯で必要な書類

- ① 入会申込書 (P. 10)

裏面の同意書への記入を必ずお願いします。

添付書類をそろえて、提出してください。

添付書類が受付期間に間に合わない場合は、入会申込書のみ、受付期間内に必ず提出してください。添付書類は後日提出してください。

※保護者負担金に未納がある(兄弟児分も含む)場合は、入会審査ができません。

- ② 添付書類 (P. 12～P. 15)

◆ 保護者が労働等により昼間家庭にいないことを確認するために提出していただくものです。様式1～3のうち、該当する様式を選択し、事業所等で就労(予定)証明を受け、入会申込書とともに、必ず提出してください。

◆ 現在の就労先が昨年と同一の場合は、令和5年分給与所得の源泉徴収票(コピー可)を様式1に貼付することで事業所等の就労(予定)証明に代えることができます。(この場合は事業所等の就労(予定)証明は不要です。)

◆ **就労(予定)証明書や源泉徴収票が受付期間に間に合わない場合は、令和6年2月7日(水)までに必ず提出してください。必要書類がそろっていない場合は、入会審査ができません。**

◆ 保護者の求職活動を理由に児童クラブへの入会を申し込む場合は、添付書類の申立書様式3 (P. 13・P. 15)に記入してください。

また、求職事由での入会申込の場合は、証明が必要です。求職受付票(ハローワークカード)又は雇用保険受給資格者証の写しを入会申込書提出の際に添付してください。

- (2) 状況に応じて必要な書類

食物アレルギー等への対応や与薬が必要な場合は、以下の書類を提出してください。

- ① 食物アレルギー等に関する対応申請書(新規) (P. 16)

医師の指示書がある場合、写しの添付をお願いします。

- ② 与薬依頼書 (P. 17)

※これまでに児童クラブへ提出したことがある場合は再度の提出は不要です。

ただし、申請内容に変更があった場合は、変更申請が必要になりますので、所属クラブにお問い合わせください。

5 入会決定

- (1) 入会については、家庭状況等、入会申込書の内容を審査の上、決定させていただきます。
- (2) **入会審査は、先着順ではなく、申し込みのあった中から入会決定を行います。**
- (3) 4月入会の決定は、令和6年3月中旬に文書でお知らせします。
- (4) 児童クラブが複数ある小学校の場合、入会決定時に入会となる児童クラブをお知らせします。
- (5) 高学年の希望者につきましては、低学年の入会を優先すること等により、待機となる場合があります。
- (6) 年度途中の入会については、毎月20日（土・日・祝日に当たる場合は次の平日）までの申し込み児童について、各月で審査の上、翌月1日からの入会を決定させていただきます。（待機児童を含む）
なお、1日が土・日・祝日にあたる場合は次の開設日から利用開始となります。
※入会待機中の児童に関しては、入会のご案内の準備が整い次第ご連絡させていただきます。
※緊急の場合は、一時支援事業（P.1参照）にて入会を決定することがあります。
- (7) **待機中に入会の必要がなくなった場合は、入会申込取消届(P.18)にご記入のうえ、児童クラブ又は子ども育成課まで提出をお願いします。**

6 退会手続き

児童クラブを退会される場合は、退会届（P.19）をご利用の児童クラブ又は子ども育成課へ、退会希望月の月末までに提出してください。

既に児童クラブを利用されていない場合でも、退会届が提出されていない場合は、保護者負担金が発生しますのでご注意ください。

※学校家庭連絡システム（すぐーる）の児童クラブのチャンネルに登録されている保護者の方は、児童クラブチャンネルを削除していただくようお願いいたします。

7 校区外について

- (1) **校区外からの通学を許可された児童のうち、保護者が仕事に従事し、下校後も保護者が自宅にいない状態にある者で、以下の①～⑤の預け先があることにより、校区外通学が許可された児童、または⑥に該当する児童は、入会を希望する児童クラブが定員に達していないことを要件に入会できることとします。**

- ① 児童の親族
- ② 保護者の経営する事業所
- ③ 保護者の勤務先
- ④ 託児契約がされている先
- ⑤ 知人宅等
- ⑥ 預け先があることにより校区外通学が許可されている兄弟姉妹がいる

- (2) 入会児童は、当該児童クラブを設置している小学校に通学する者を原則としておりますが、高知大学教育学部附属小学校に在籍する児童については、小高坂小学校区に居住する児童で、かつ、小高坂小学校放課後児童クラブが定員に達していない場合に、当該児童クラブへの入会を認めることがあります。

8 その他

- (1) 入会申込以降、ご家庭の事情に変更が生じた場合や、住所・連絡先等に変更があった場合は、速やかに各児童クラブ又は子ども育成課に児童状況変更届を提出してください。様式につきましては各児童クラブ又は子ども育成課にあります。
- (2) 児童クラブが複数ある小学校のクラブ分けについては、学年や男女のバランス等を考慮して行いますので、ご了承ください。

9 個人情報の取り扱いについて

提出していただいた各書類は、児童クラブに関する事務以外の目的には使用いたしません。

心身に障害のある児童の入会

児童クラブでは、障害のあるお子さんが入会する場合に、学校、出身保育所・認定こども園・幼稚園、教育研究所等と連携して、その児童が児童クラブで安心して生活ができるように対応しています。

- (1) 入会申込書には、障害名・相談または治療機関名を必ず記入してください。
- (2) 心身に何らかの障害のある児童を受け入れる際、必要に応じて加配支援員の配置を行います。また、配置の参考とするため、障害の内容などについて関係機関から意見を聞くことがあります。なお、サポートファイルをお持ちの方は、入会決定後児童クラブにお申し出ください。

高知市放課後児童クラブ利用上の留意事項

- 1 学習について** 児童クラブは、遊びや生活等の集団活動を通じて、児童の健全育成を図ることを目的としています。また、毎日の宿題等に自主的に取り組む習慣づけのため、学習時間を設定していますが、帰会時間が遅い場合などは、学習に取り組むことができないことがあります。なお、児童クラブで取り組んだ内容については、ご家庭でも確認をお願いします。
- 2 給食のない時について** 給食のない時は、必ず弁当を持たせてください。開設時間内に、学校の敷地外へ食料を買いに出ることは安全管理上許可できませんので、ご了承ください。
- 3 家庭との連絡について** 毎日の連絡については「れんらくちょう」で、随時の連絡については電話等で行います。連絡を密にするためにも、「れんらくちょう」は毎日必ずご確認ください。
欠席する場合は、必ず入会中の児童クラブへご連絡ください。連絡なくお子さんが来所しない場合は、安全確保のための所在確認を行っています。連絡に抜かりのないようお願いいたします。
また、お子さんのことでご相談がありましたら、支援員にご連絡ください。
- 4 クラブ便り等について** 児童クラブでは、毎月クラブ便りを発行しています。クラブ便りでは、月間の行事予定などを掲載します。また、夏休みなどの活動が新聞・雑誌・テレビ等の取材を受ける場合があります、児童の顔や作品が撮影されたり、インタビューを受けた場面が放送・掲載されることがあります。（ホームページも含む）
配慮が必要なご家庭については、あらかじめ児童クラブまでご連絡ください。
- 5 交通安全について** 児童クラブへの行き帰りについて、交通安全のルールやマナーについてのご指導を、ご家庭でもお願いします。
学校が休みの場合の児童クラブへの往復は、原則として徒歩でお願いします。
送迎等による学校敷地内への車の乗り入れについては、各学校のルールに従ってください。
新一年生で入学式前から児童クラブをご利用される場合は、保護者の方のご指導で、児童クラブまでの道順の確認をお願いいたします。

- 6 安全対策について** 不審者対策として、次のような対策を講じています。
- ・非常通報装置の設置・・・児童クラブの異常事態を職員室へ通報するシステムの設置
 - ・非常ベルの設置・・・学校の休校日対策として、侵入者への威嚇、近隣への異常通知
 - ・防犯用具の設置・・・警報ブザー・ホイッスル
 - ・安全訓練の実施・・・児童クラブに不審者侵入を想定しての安全訓練
 - ・情報の入手と伝達・・・不審者等の情報を関係機関から取得
 - ・パトロール・・・長期休業中のパトロールを警察に依頼
- また、災害時に備えて、避難訓練を行います。避難経路や避難場所は学校に準じます。
- 7 保護者懇談会について** 児童クラブの運営については、保護者の皆様のご理解とご協力が不可欠です。そのため、保護者懇談会の開催の際は、ご出席くださるようよろしくお願いします。
- また、校外活動等においても、保護者の皆様のご協力をお願いする場合がありますので、ご協力のほど、よろしくお願いします。
- 8 保険について** 事故防止には万全の注意を払っておりますが、万一、ケガをした場合には傷害保険（通院・入院に対する見舞金）で対応しています。なお、医療費については、保護者の健康保険等での対応となりますのでご了承ください。
- 賠償責任保険については、①市が所有、使用、管理する施設の瑕疵、②市の行う業務遂行上の過失に起因して、住民等第三者の身体または生命を害し、または財物を滅失、き損もしくは汚損し、市が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して保険金が支払われます。
- 各ご家庭で個人賠償責任保険に加入していると、児童が他人にケガをさせたり、他人の物を壊したことにより、法律上の損害賠償責任を負うことによって被った損害が補償されます。**
- 9 緊急時の連絡について** 緊急時に児童クラブと連絡が取れない場合は、子ども育成課（TEL 823-9482）へ連絡をお願いします。
- また、夜間、休日の場合は、市役所当直（TEL 822-8111）に、「子ども育成課に連絡したい」旨お伝えください。職員から折り返し連絡させていただきます。
- 保護者の皆さまのご理解とご協力をお願いします。

緊急時の帰宅方法等

台風・水害・火災・地震等の災害時あるいは不審者・犯人逃走等の緊急時に、児童クラブでは、児童の安全確保のため、以下の方法により児童を帰宅させます。ご理解の上、ご協力をお願いします。

1 児童クラブへ帰会する以前（学校の管理下にある場合等）に緊急事態が発生又は発生することが予想される場合

(1) 始業までに臨時休校となった場合……臨時休会

前日や、当日の朝に臨時休校となった場合、児童クラブも休会となります。

(2) 午前中（給食前）に学校から一斉下校等の指示が出た場合……臨時休会

子どもは児童クラブに寄らずに帰宅となります。

(3) 午後（給食後）一斉下校等の指示が出た場合……臨時休会

一度児童クラブへ帰会し、「児童票」に記載いただく緊急時の帰宅方法による帰宅となります。必要に応じて、児童クラブでの一時的な受け入れもいたしますが、緊急時ですのでできるだけ早く保護者等責任のある方のお迎えをお願いします。

※「児童票」は入会決定通知書とともに送付しますので、入会后速やかに提出してください。

2 児童クラブへ帰会後に緊急事態が発生又は発生することが予想される場合

子ども育成課の判断により帰宅となります。ただし、帰宅させることが危険を伴うと予想される場合には、児童クラブで待機となります。できるだけ早く保護者等責任のある方のお迎えをお願いします。

3 インフルエンザ等集団感染の心配がある場合

学級閉鎖は、感染症の拡大を防止するために行うものです。また、その決定を判断した日は、給食終了後等に授業を切り上げて下校することとなります。該当学級の児童クラブに所属する児童も、感染症拡大を避けるため、児童クラブに寄らずに帰宅となりますのでご承知ください。

4 夏休み等の長期休業日の台風等に伴う緊急時の対応

緊急事態の発生等により休会を決定した場合、学校家庭連絡システム（すぐーる）の児童クラブのチャンネルに登録されている保護者の方には、すぐーるにてご連絡します。小学校から配布されます「すぐーる子どもID」記載用紙を大切に保管してください。新一年生のすぐーるについては、すぐーる利用に関する同意を、入学後に学校へ提出してからの利用開始となります。

なお、すぐーる児童クラブのチャンネルを未登録の方には以下の方法でお知らせします。

(1) 児童クラブへ来所する以前（自宅にいる場合）に緊急事態が発生あるいは発生することが予想される場合

前日までに休会を決定した場合は、文書または電話連絡等で、当日朝に決定する場合は、午前7時までに高知市ホームページに掲載します。確認方法は次のとおりとなりますので、よろしくをお願いします。

※パソコン・スマートフォンを使って

高知市役所ホームページ (<http://www.city.kochi.kochi.jp/>)

●高知市役所トップページ → 「市民の方へ」 → 新着情報（すべて） または

●「高知市子ども育成課」で検索 → 「子ども育成課-高知市」を選択 → 放課後児童クラブ

なお、ホームページで確認いただけない場合の問い合わせは、子ども育成課(TEL 8 2 3 - 9 4 8 2)または所属の児童クラブをお願いします。（つながりにくい場合があることをご了承ください。）

(2) 児童クラブの開設時間中に、緊急事態が発生あるいは発生することが予想される場合

子どもたちの安全確保のために、18時より早い時刻にお迎えをお願いすることもありますので、ご協力をよろしくをお願いします。

5 体調不良時の対応

児童の体調不良、発熱（おおむね37.5℃（個人により違いがあります。））により保護者の方にご連絡する場合があります。緊急時の連絡先は必ずお知らせください。

保護者負担金

- 1 負担金**
- (1) 保護者負担金は児童クラブの運営費に充てています。
 - (2) 児童1人につき、月額8,100円です。日割制度はありません。
 - (3) 月の利用日数が0日の場合も、退会手続きが済んでいなければ、負担金（月額8,100円）が発生します。
 - (4) **保護者負担金について、世帯の状況等により納付が困難な場合は、減免制度を利用いただくほか、子ども育成課までご相談ください。**
- 2 納付方法**
- (1) 保護者負担金は、原則として口座振替で納付してください。
 - (2) 「口座振替のご案内」を入会決定書に同封して送付しますので、口座をお持ちの金融機関の窓口で申込んでください。継続して入会され、引き続き同じ口座からの振替をご希望の場合は、申込み不要です。
 - (3) 口座振替開始までの保護者負担金は、4月中に送付する納入通知書で納付してください。
- 3 納期限** 毎月末日（土・日・祝日に当たる場合は次の平日）
- 4 滞納した場合**
- (1) 督促や催告の措置を講じます。また、正当な理由なく滞納を繰り返した場合は、入会児童・退会児童を問わず、強制執行等の法的措置（預貯金・給与・生命保険・不動産などの差押え等）を行います。その場合は、滞納額に加え裁判所への申立手続費用が発生します。
 - (2) 年3%の遅延損害金が増加される場合があります。
 - (3) 入会申込時に保護者負担金が未納（兄弟児分も含む）の場合は、翌年度の入会をお断りする場合があります。
- 5 保護者負担金の減免** 下表の事由に該当する場合は、児童クラブ保護者負担金の減免を申請することができます。申請は年度毎の受付です。
- (1) **減免申請については、9月1日以降も随時受け付けておりますが、その場合、さかのぼっての減免が受けられなくなりますのでご注意ください。**
※受付は各児童クラブ及び子ども育成課で行います。（土・日・祝日を除く）
 - (2) 申請書は入会決定通知書とともに送付します。
 - (3) 減免申請をされた方は、減免決定になるまでの負担金について、一度納付してください。減免決定後、還付いたします。

| 減免申請の理由 | 減免割合 | 申請受付期間 | 要件 | 必要な書類 |
|----------|------|------------------------|---------------------------|--|
| 生活保護受給 | 全額免除 | 令和6年 4月1日～ 8月30日 | 生活保護受給世帯 | 「生活保護受給証明書」 (発行日が令和6年4月1日以降のもの) |
| 市町村民税非課税 | 全額免除 | 令和6年 6月3日～ 8月30日 | 世帯全員（同一世帯の祖父母等を含む）が非課税の場合 | 証明書不要 (ただし、令和6年1月1日現在の住所が市外の場合は、当該市町村での所得課税証明書が必要です。) |
| 就学援助受給 | 半額免除 | | 対象児童が就学援助を受給している場合 | 令和6年度「就学援助決定通知書」の写し(紛失した場合は子ども育成課にご相談下さい。) |

※就学援助については、高知市教育委員会青少年・事務管理課（TEL：088-823-9468）までお問い合わせください。

児童が放課後を過ごす場所

放課後児童クラブ・放課後学習室・放課後子ども教室があります。

| | 放課後児童クラブ | 放課後子ども教室 | |
|-------|--|---|--|
| | | 放課後学習室 | 放課後子ども教室 |
| 事業内容等 | 保護者が仕事等により、昼間家庭にいない児童を対象として、保護者の子育て支援を行うため、放課後や休日の安心で安全な生活や遊びの場を提供します。 複数の支援員で、児童の支援を行います。 | 放課後児童クラブを設置している小学校の、4～6年生を対象として、放課後や長期休業日における学習習慣の定着や学力の向上を図るため、学びの場を提供します。 学習指導は、教員OBや地域の方が行います。 | 放課後児童クラブを設置していない小・義務教育学校の、全学年児童を対象として放課後や長期休業日における安心・安全な居場所を提供します。 遊び等を中心とした活動を行い、地域の方が安全管理を行います。 |
| | 全学年対象 | 4年生～6年生 | 全学年対象 |
| | 留守家庭対策 | 学習を主とした放課後の居場所 | 遊びを主とした放課後の居場所 |
| | 各校内の余裕教室や敷地内の専用施設で開設 ※はりまや橋小の第二放課後児童クラブ、横内小の第四放課後児童クラブ、春野東小の南ヶ丘放課後児童クラブは学校敷地外 | 各校内の余裕教室等を使用 | 各校の運動場等を使用 |
| 実施学校名 | 第四、第六、江ノ口、江陽、旭、旭東、潮江、潮江東、小高坂、昭和、秦、初月、横浜、長浜、三里、五台山、高須、一宮、朝倉、鴨田、神田、一ツ橋、介良、大津、朝倉第二、潮江南、泉野、一宮東、十津、横浜新町、介良潮見台、横内、春野東、春野西、はりまや橋 (35 小学校 83 クラブ) | 第四、第六、江ノ口、江陽、旭、旭東、潮江、横浜、潮江東、小高坂、秦、三里、五台山、高須、一宮、朝倉、鴨田、神田、一ツ橋、介良、大津、朝倉第二、潮江南、昭和、泉野、一宮東、十津、横浜新町、介良潮見台、横内、春野東、春野西、はりまや橋、長浜、初月 (35 小学校) | 浦戸、布師田、久重、行川学園、鏡、土佐山学舎、はりまや橋 (7 小学校・義務教育学校) |
| 開設日 | ・学期中(放課後～18:00) ・長期休業中、学校代休日 (春、夏、冬の休みや参観日や運動会等の振替休日、8:00～18:00) | ・学期中(放課後の時間帯) ・長期休業中(期間限定で実施) ※週に1～3回程度 ※学校ごとに回数や時間帯内容等が違います。 | ・学期中(放課後の時間帯) ・長期休業中(月～金) ※土、日、祝日は実施せず ※長期休業中の実施は学校ごとで決めています。 |
| 事業者 | 高知市(子ども育成課) ※高知市が委嘱した、資格を有する放課後児童支援員が指導・支援を行います。 | 各校の運営委員会 ※委員の構成はPTA役員、地域の方、学校管理職等 ※指導者は教員OBなど | 各校の運営委員会 ※委員の構成はPTA役員、地域の方、学校管理職等 ※安全管理は、地域の方 |
| 負担金 | 月額8,100円 ※減免制度あり (申請が必要) | 傷害保険料のみ ※参加料は無料 | 傷害保険料のみ ※参加料は無料 (材料費を徴収する場合あり) |

※はりまや橋小学校は、保護者や地域住民、学校の意向により全てを開設しています。

※実施学校は、令和5年10月1日現在です。

※放課後児童クラブには、高知市の補助金を受け、民間事業者が運営する児童クラブがあります。(P.21参照)

高知市放課後児童クラブ入会申込書

6

高知市長 様 入会案内を読み、内容について承知しましたので、入会を申し込みます。

| 保護者氏名 | | 現住所 | | | 電話番号 | | |
|--|--|---|---|--|--|--------------------------|-------|
| (ふりがな) | | 〒 高知市 | | | 自宅 携帯(父) (母) | | |
| (ふりがな) | | | | | | | |
| 申込児童氏名 | | 生年月日 | 性別 | 学校・クラブ | 学年 | 出身保育園及び幼稚園 (※新1年生のみ) | |
| (ふりがな) | | 平成 年 月 日 | <input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女 | <input type="checkbox"/> _____小学校 <input type="checkbox"/> 南ヶ丘児童クラブ | 〔令和6年4月現在〕 年 | 保育園 幼稚園 | |
| 入会希望理由 (※該当する方にしを記入) | | <input type="checkbox"/> 保護者が労働等により昼間家庭にいないため <input type="checkbox"/> その他(上記に該当しない方は、様式3にご記入ください) | | | | | |
| 校区外からの通学 | | 下記のとおり校区外の通学許可を受けている。 <input type="checkbox"/> あずけ先のある校区外(兄弟姉妹を含む) <input type="checkbox"/> 左記以外の校区外 | | | | | |
| 健康状態 | <input type="checkbox"/> 良 <input type="checkbox"/> 否 | 病名, 食物アレルギー名等 () | | 心身障害 | <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 | 障害名 () 相談または治療機関 () | |
| | 家族の状況 家族全員を記入してください。(申込児童を除く。同居の祖父母等を含む。) | | | | | | |
| 氏名 | 申込児童との続柄 | 同居・別居 | 勤務先名とその住所/学校学年等 ※育休中の方は職場復帰予定日を記入してください。 ※学校学年等は令和6年4月現在のものを記入してください。 | | 電話番号 (勤務先) | 帰宅時間 | |
| (ふりがな) | | 同・別 | (勤務先) | (住所) | | | |
| (ふりがな) | | 同・別 | | | | | |
| (ふりがな) | | 同・別 | | | | | |
| (ふりがな) | | 同・別 | | | | | |
| (ふりがな) | | 同・別 | | | | | |
| 別居の祖父母について記入してください。 ※不存在の場合は「不存在」欄の口にチェックをお願いします | | | | | | | |
| (父方)氏名 | 住所 | 不存在 | 就労の有無 | (母方)氏名 | 住所 | 不存在 | 就労の有無 |
| 祖父 | (住所) (TEL) | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 祖父 | (住所) (TEL) | <input type="checkbox"/> | 有・無 |
| 祖母 | (住所) (TEL) | <input type="checkbox"/> | 有・無 | 祖母 | (住所) (TEL) | <input type="checkbox"/> | 有・無 |
| 確認欄 (※記入不要) | | | | | | | |
| 新規 継続 | 受付番号 | 受付年月日 | 確認印 | 添付書類 | 入会年月日 | 保護者負担金 | |
| | クラブNO | ・ | | | ・ | | |
| 備考・連絡事項 | | | | | | | |

同意書

高知市長 様

令和6年度の放課後児童クラブ入会を希望しますので、以下の項目について同意したうえで申し込みます。

- 1 私の家庭状況及びその課税状況並びに就労状況、校区外からの通学許可に関する状況について、高知市が調査すること
- 2 虚偽の記載や不正な書類があった場合は、退会の勧告をされること
- 3 正当な理由無く放課後児童健全育成事業保護者負担金を滞納した場合は、同負担金の滞納整理事務に限定し、以下について高知市が調査すること

(調査内容)

- ・各税務署における所得税等の課税及び徴収状況に関する調査
- ・各都道府県における自動車税等の課税及び徴収状況に関する調査
- ・各市区町村における市県民税・固定資産税・軽自動車税等の課税及び徴収状況に関する調査
- ・各市区町村における国民健康保険料・介護保険料の賦課及び徴収状況に関する調査
- ・各自治体における公営住宅等の使用料の決定及び徴収状況に関する調査
- ・金融機関における取引状況に関する調査
- ・生命保険・損害保険の加入状況に関する調査
- ・日本年金機構等における年金の支給に関する調査
- ・各市区町村における生活保護の支給に関する調査
- ・勤務先における給与等の支払いに関する調査
- ・営業等の売掛金及び収入状況に関する調査

記入日：令和 年 月 日

【保護者氏名（自筆）】 ※（ ）内には続柄を記入してください。

住所

〒.....

住所

〒.....

.....

.....

.....

.....

() 印

() 印

父親の添付書類

6

様式1

就労(予定)証明書

※就労中の方で、源泉徴収票に記載されている事業所が同じ場合は、①、②のどちらか一方の証明で構いません。
 ※家庭状況により、就業時間や勤務日数を制限されている場合は、**様式3**申立書に追加でご記入ください。

| | |
|-----------|------------------|
| 氏名 | |
| 自宅住所 | |
| 雇用形態 | 常勤・臨時・パート・その他() |
| 就労(予定)年月日 | 昭和・平成・令和 年 月 日から |
| 就業時間 | 時 分 ~ 時 分 |
| 勤務日数 | 平均 日/月 |

※記入必須

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

事業所名 _____
 所在地 _____
 代表者名 _____
 担当者名 _____
 電 話 _____

①

| | |
|-------------------------|--|
| 父親 源泉徴収票コピー 貼付箇所(令和5年分) | |
| | |

②

| | | | | |
|----------------|--------------|----|-----|--|
| ()小学校放課後児童クラブ | 令和6年度 学 年 | 年生 | 児童名 | |
|----------------|--------------|----|-----|--|

| |
|------|
| 受付番号 |
| |

父親の添付書類

6

様式2

自営業申立書

父親について

| | |
|------|-----------|
| 業種 | |
| 営業内容 | |
| 営業場所 | |
| 営業時間 | 時 分 ~ 時 分 |
| 定休日 | |

上記のとおり営業していることに相違ありません。

令和 年 月 日

住所 _____
氏名 _____
電話 _____

様式3

申立書

※求職活動を理由に入会を申し込む場合は、求職受付票（ハローワークカード）又は雇用保険受給資格者証の写しを添付してください。

父親について

様式1～2のいずれにも該当しませんが、次の理由により入会を申し込みます。

(理由) _____

令和 年 月 日

住所 _____
氏名 _____
電話 _____

| | | | | |
|-----------------|--------------|----|-----|--|
| () 小学校放課後児童クラブ | 令和6年度 学 年 | 年生 | 児童名 | |
|-----------------|--------------|----|-----|--|

受付番号

| |
|--|
| |
|--|

母親の添付書類

6

様式1

就労(予定)証明書

※就労中の方で、源泉徴収票に記載されている事業所が同じ場合は、①、②のどちらか一方の証明で構いません。
 ※家庭状況により、就業時間や勤務日数を制限されている場合は、**様式3** 申立書に追加でご記入ください。

| | |
|-----------|------------------|
| 氏名 | |
| 自宅住所 | |
| 雇用形態 | 常勤・臨時・パート・その他() |
| 就労(予定)年月日 | 昭和・平成・令和 年 月 日から |
| 就業時間 | 時 分 ~ 時 分 |
| 勤務日数 | 平均 日/月 |

※記入必須

上記のとおり相違ありません。

令和 年 月 日

事業所名 _____
 所在地 _____
 代表者名 _____
 担当者名 _____
 電 話 _____

①

| | |
|-------------------------|--|
| 母親 源泉徴収票コピー 貼付箇所(令和5年分) | |
| | |

②

| | | | | |
|----------------|--------------|----|-----|--|
| ()小学校放課後児童クラブ | 令和6年度 学 年 | 年生 | 児童名 | |
|----------------|--------------|----|-----|--|

受付番号

母親の添付書類

6

様式2

自営業申立書

母親について

| | |
|------|-----------|
| 業種 | |
| 営業内容 | |
| 営業場所 | |
| 営業時間 | 時 分 ~ 時 分 |
| 定休日 | |

上記のとおり営業していることに相違ありません。

令和 年 月 日

住所 _____
氏名 _____
電話 _____

様式3

申立書

※求職活動を理由に入会を申し込む場合は、求職受付票（ハローワークカード）又は雇用保険受給資格者証の写しを添付してください。

母親について

様式1～2のいずれにも該当しませんが、次の理由により入会を申し込みます。

(理由)

.....
.....
.....

令和 年 月 日

住所 _____
氏名 _____
電話 _____

() 小学校放課後児童クラブ

令和6年度
学 年

年生

児童名

受付番号

この申請書は食物アレルギー等への対応が必要なお子さんが入会申込をする場合のみ提出が必要です。
※入会後に必要となった場合は、随時所属の児童クラブにご提出ください。

令和 年 月 日

食物アレルギー等に関する対応申請書（新規）

高知市子ども育成課長 様

食物アレルギー等への放課後児童クラブでの対応について、次のとおり申請します。

| | | | |
|-------------------|-----|-----|----|
| 学 校 名 | 小学校 | | |
| 児 童 名 | | 学 年 | 年生 |
| アレルギー名 | | | |
| 食物アレルギー等 症状の詳細 | | | |

1 対応の内容（項目をチェックしてください）

対象となる食品の除去

（食品名： _____ ）

エピペンの所持

室内活動【具体的に： _____】

室外活動（運動を伴う活動）【具体的に： _____】

その他希望する事柄

(_____)

2 食物アレルギー等の対応実施にあたり、下記のことを理解して同意します。

（すべての項目を確認の上、チェックしてください。）

微量混入の可能性は完全に排除できないこと。

定期的及び必要に応じて、対応内容について学校と協議する場合があること。

必要に応じて、対応内容について詳細な面談を行う場合があること。

医師の指示書がある場合、コピーの提出をお願いします。

保護者氏名 _____

与薬依頼書

高知市子ども育成課長 様

下記の児童について、医師の診断を受けたところ、下記の保護者記入欄の内容のと通りの指示がありましたので、私に代わって放課後児童クラブでの与薬をお願いいたします。

記

〈保護者記入欄〉

| | | | |
|-----------------------|-------------------|--------------------|--------|
| 学 校 名 | 小学校 | | |
| 児 童 名 | | 学 年 | 年生 |
| 病 院 名 連 絡 先 | | 主 治 医 | |
| 病名(症状) | | | |
| 薬について | | | |
| ①薬名 | ②種類 (粉末・シロップ等) | ③回数・一回につきの 与薬の量 | ④与薬の時間 |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| 与薬についての注意点(飲ませ方等)・その他 | | | |
| | | | |

〈保護者確認事項〉

上記記載事項に相違ありません。なお、与薬に伴い生じた一切の結果に関するすべての責任は私が負うものとし、与薬に関わった者の責任を問うことはありません。

保護者氏名_____

※薬の種類・回数等に変更があった場合は、変更ごとに提出をお願いします。

入会申込取消届

高知市長 様

放課後児童クラブへの入会について、入会申し込みを取り消しますので、下記のとおり届け出ます。

記

| | | | |
|--------------|--------|------------|---|
| 学 校 名 | 小 学 校 | | |
| 児 童 名 | (ふりがな) | 学 年 | 年 |

令和 年 月 日

住 所 _____

保護者氏名 _____

[以下記入不要]

| | | | | |
|-------|-------------------|-----|--|--|
| 受付年月日 | 令和 年 月 日 | 確認欄 | | |
|-------|-------------------|-----|--|--|

退 会 届

高知市長 様

放課後児童クラブを退会しますので、下記のとおり届け出ます。

記

| | | | |
|------------------------|--|-------------------------|---|
| 放課後児童クラブ名 | 小学校 [第1・第2 第3・第4・第5] 放課後児童クラブ | | |
| 児 童 名 | (ふりがな) | 学 年 | 年 |
| | | | |
| 退 会 希 望 日 | 令和 年 月 日 | 通知書番号 (分からない場合は記入不要) | |
| 退 会 理 由 | | | |
| す ぐ ー る 利 用 状 況 | すぐーる放課後児童クラブのチャンネルに登録している [はい ・ いいえ] | | |

令和 年 月 日

住 所

保護者氏名

※ 住居移転による退会の場合は、新住所をお書きください。

新 住 所

[以下記入不要]

| | | | | | |
|-------|----------|-----|--|--|--|
| 受付年月日 | 令和 年 月 日 | 確認欄 | | | |
|-------|----------|-----|--|--|--|

放課後児童クラブ一覧表

■高知市が運営または運営委託している児童クラブ

(令和5年10月1日現在)

| NO. | 放課後児童クラブ名 | 愛称 | 電話番号 | 所在地 | 運営主体 |
|-----|-----------|------------|--------|---------------|------------------------|
| 1 | 朝倉小学校 | 第一放課後児童クラブ | くすのき | 844-4420 | 朝倉本町 2-11-20 |
| 2 | | 第二放課後児童クラブ | もくれん | 840-1233 | |
| 3 | | 第三放課後児童クラブ | せせらぎ | 840-1383 | |
| 4 | 朝倉第二小学校 | 第一放課後児童クラブ | みどり | 843-0108 | 若草南町 23-56 |
| 5 | | 第二放課後児童クラブ | きみどり | 843-0121 | |
| 6 | | 第三放課後児童クラブ | メント | 843-0140 | |
| 7 | 鴨田小学校 | 第一放課後児童クラブ | わしお | 844-5380 | 鴨部 1155 |
| 8 | | 第二放課後児童クラブ | ひかり | 844-5447 | |
| 9 | | 第三放課後児童クラブ | のぞみ | 844-1325 | |
| 10 | 神田小学校 | 第一放課後児童クラブ | えぼし | 832-6676 | 神田 1174-1 |
| 11 | | 第二放課後児童クラブ | 第二えぼし | 831-3047 | |
| 12 | | 第三放課後児童クラブ | 第三えぼし | 832-6926 | |
| 13 | | 第四放課後児童クラブ | 第四えぼし | 837-1004 | |
| 14 | | 第五放課後児童クラブ | 第五えぼし | 837-1007 | |
| 15 | 旭小学校 | 第一放課後児童クラブ | おおとり | 840-1469 | 本宮町 15 |
| 16 | | 第二放課後児童クラブ | あゆみ | 844-0287 | |
| 17 | 旭東小学校 | 第一放課後児童クラブ | こぼと | 843-5256 | 北端町 50 |
| 18 | | 第二放課後児童クラブ | ゆず | 872-6015 | |
| 19 | 横内小学校 | 第一放課後児童クラブ | どんぐり | 840-2843 | 横内 242-12 |
| 20 | | 第二放課後児童クラブ | しいのみ | 840-7161 | |
| 21 | | 第三放課後児童クラブ | くるみ | 843-8323 | |
| 22 | | 第四放課後児童クラブ | かしのみ | 080-2991-5475 | 口細山 169-15 旭グリーンビルズ集会所 |
| 23 | 第四小学校 | 第一放課後児童クラブ | いちよう | 824-3687 | 上町 2-1-11 |
| 24 | | 第二放課後児童クラブ | いちよう2 | 872-6522 | |
| 25 | 第六小学校 | 放課後児童クラブ | にこにこ | 875-2184 | 升形 9-4 |
| 26 | 小高坂小学校 | 第一放課後児童クラブ | あおぎり | 872-0133 | 新屋敷 1-11-5 |
| 27 | | 第二放課後児童クラブ | はるかぜ | 080-1997-1286 | |
| 28 | 初月小学校 | 第一放課後児童クラブ | たんぼぼ | 871-0714 | 南久万 128 |
| 29 | | 第二放課後児童クラブ | げんき | 873-4750 | |
| 30 | | 第三放課後児童クラブ | ひばり | 090-5145-0075 | |
| 31 | 一ツ橋小学校 | 第一放課後児童クラブ | たけのこ | 823-8283 | 吉田町 4-10 |
| 32 | | 第二放課後児童クラブ | きのこ | 873-3029 | |
| 33 | 江ノ口小学校 | 第一放課後児童クラブ | つばさ | 824-3329 | 新本町 1-8-12 |
| 34 | | 第二放課後児童クラブ | つばさ2 | 855-3780 | |
| 35 | 秦小学校 | 第一放課後児童クラブ | わかくさ | 824-3224 | 愛宕山 18 |
| 36 | | 第二放課後児童クラブ | のいちご | 825-0437 | |
| 37 | | 第三放課後児童クラブ | さくらんぼ | 822-1171 | |
| 38 | | 第四放課後児童クラブ | こなつ | 822-4118 | |
| 39 | 泉野小学校 | 第一放課後児童クラブ | やまびこ | 846-0109 | 東秦泉寺 788 |
| 40 | | 第二放課後児童クラブ | やまびこ2 | 846-5456 | |
| 41 | | 第三放課後児童クラブ | やまびこ3 | 845-2751 | |
| 42 | 一宮小学校 | 第一放課後児童クラブ | なかよし | 845-6523 | 一宮西町 1-9-1 |
| 43 | | 第二放課後児童クラブ | なかよし第2 | 845-1653 | |
| 44 | | 第三放課後児童クラブ | なかよし第3 | 845-1703 | |
| 45 | 一宮東小学校 | 第一放課後児童クラブ | しなね | 846-2513 | 一宮東町 1-20-1 |
| 46 | | 第二放課後児童クラブ | トマト | 846-0136 | |
| 47 | はりまや橋小学校 | 第一放課後児童クラブ | ポプラ | 885-7766 | はりまや町 2-14-8 |
| 48 | | 第二放課後児童クラブ | ポプラ2 | 861-0179 | はりまや町 2-11-22 谷脇ビル 1階 |

高知市

| NO. | 放課後児童クラブ名 | 愛称 | 電話番号 | 所在地 | 運営主体 |
|-----|-----------|-------------|------|----------|--------------|
| 49 | 江陽小学校 | 第一放課後児童クラブ | ひじま | 884-2551 | 江陽町 1-30 |
| 50 | | 第二放課後児童クラブ | ひじま2 | 882-9145 | |
| 51 | 昭和小学校 | 第一放課後児童クラブ | しもじ | 882-7445 | 日の出町 7-61 |
| 52 | | 第二放課後児童クラブ | ひので | 883-4722 | |
| 53 | | 第三放課後児童クラブ | やよい | 884-7285 | |
| 54 | 高須小学校 | 第一放課後児童クラブ | すみれ | 884-5202 | 高須 1-1-55 |
| 55 | | 第二放課後児童クラブ | こすもす | 884-5206 | |
| 56 | | 第三放課後児童クラブ | れんげ | 882-1028 | |
| 57 | 大津小学校 | 第一放課後児童クラブ | やまもも | 866-4569 | 大津乙 972 |
| 58 | | 第二放課後児童クラブ | なのはな | 866-9603 | |
| 59 | | 第三放課後児童クラブ | やいろ | 866-9604 | |
| 60 | 介良小学校 | 第一放課後児童クラブ | けらふじ | 860-1351 | 介良乙 2735-1 |
| 61 | | 第二放課後児童クラブ | つぼみ | 860-0156 | |
| 62 | 介良潮見台小学校 | 第一放課後児童クラブ | かぜのこ | 860-1464 | 潮見台 1-2602-1 |
| 63 | | 第二放課後児童クラブ | めじろ | 860-1468 | |
| 64 | 五台山小学校 | 放課後児童クラブ | オレンジ | 861-2035 | 五台山 3371 |
| 65 | 潮江小学校 | 第一放課後児童クラブ | ひつざん | 832-3680 | 百石町 2-4-40 |
| 66 | | 第二放課後児童クラブ | つくし | 832-3681 | |
| 67 | 潮江東小学校 | 第一放課後児童クラブ | あすなる | 831-9115 | 潮新町 2-1-54 |
| 68 | | 第二放課後児童クラブ | すばる | 831-3656 | |
| 69 | 潮江南小学校 | 第一放課後児童クラブ | ひまわり | 832-1581 | 高見町 248-1 |
| 70 | | 第二放課後児童クラブ | あおぞら | 832-0187 | |
| 71 | 十津小学校 | 第一放課後児童クラブ | わかば | 847-7504 | 十津 4-27-1 |
| 72 | | 第二放課後児童クラブ | あおば | 847-7503 | |
| 73 | 三里小学校 | 放課後児童クラブ | さくら | 847-7524 | 仁井田 1356 |
| 74 | 横浜小学校 | 第一放課後児童クラブ | たましま | 842-0294 | 瀬戸東町 1-26 |
| 75 | | 第二放課後児童クラブ | よこはま | 841-4142 | |
| 76 | 横浜新町小学校 | 第一放課後児童クラブ | もえぎ | 841-6090 | 横浜新町 5-2201 |
| 77 | | 第二放課後児童クラブ | かえで | 842-7010 | |
| 78 | | 第三放課後児童クラブ | みもぎ | 842-2374 | |
| 79 | 長浜小学校 | 第一放課後児童クラブ | ゆうかり | 842-3711 | 長浜 4811 |
| 80 | | 第二放課後児童クラブ | はまかぜ | 842-3143 | |
| 81 | 春野西小学校 | 放課後児童クラブ | | 894-2901 | 春野町弘岡中 2501 |
| 82 | 春野東小学校 | 放課後児童クラブ | | 842-8301 | 春野町東諸木 3978 |
| 83 | | 南ヶ丘放課後児童クラブ | | 842-4477 | 春野町南ヶ丘 3-8-2 |

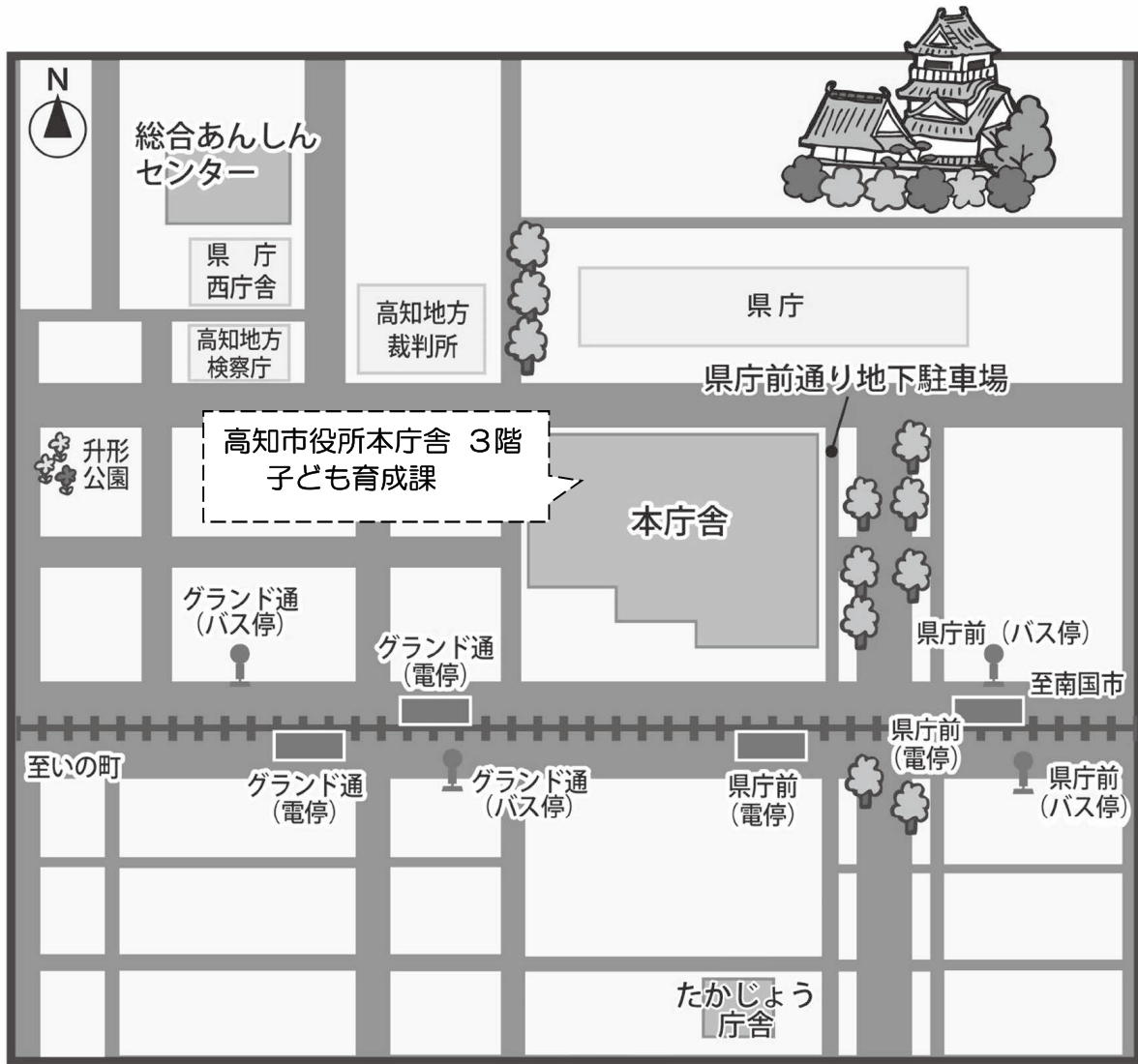
高知市

■高知市の補助事業を活用し民間事業者が運営する児童クラブ

※児童クラブの運営, 定員又は利用料に関するについては, 各事業者へ直接お問い合わせください。

| NO. | 放課後児童クラブ名 | 電話番号 | 所在地 | 運営主体 |
|-----|--------------|----------|--------------------------------|--------------|
| 1 | 高知キッズアカデミー 1 | 821-7521 | 知寄町 1 丁目 8-18-201 | (学)平成学園 |
| 2 | 高知キッズアカデミー 2 | | 知寄町 1 丁目 8-18-107 | |
| 3 | はりまやアカデミー | | はりまや町 1 丁目 11-21 | |
| 4 | わらべ館 | 821-8033 | 長浜蒔絵台 2 丁目 29-3 | (株)わらべ館 |
| 5 | 未来のこどもクラブ | 881-1993 | 中泉泉寺 47-1 コーポ N 1 階 | (社)未来のこどもクラブ |
| 6 | たかすっち | 855-5646 | 高須 2 丁目 14-15VIRAGE TAKASU 1 階 | (株)翠林社 |

子ども育成課案内図



この入会案内は、高知市ホームページ子ども育成課のページにも掲載されています。様式等をダウンロードされる場合は、「高知市のホームページ」→「市役所の情報」→「組織一覧」→「こども未来部」→「子ども育成課」をご確認ください。

また、以下のQRコードからも子ども育成課のページへアクセスすることができます。

子ども育成課ホームページはこちらから



問い合わせ先

高知市こども未来部子ども育成課

〒780-8571 高知市本町5丁目1番45号

高知市役所本庁舎3階

TEL : 088-823-9482 FAX : 088-825-2440